

長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市内の農地（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に定める農地で現に耕作をしている土地をいう。以下同じ。）において、有害鳥獣による農作物の被害を防止し、農業生産の維持及び向上を図るため、農作物の防護を目的とする防護柵の設置に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害鳥獣 イノシシ、シカ、サル、ハクビシン、アライグマその他野生動物であって農作物に被害を及ぼすものをいう。
- (2) 防護柵 電気柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵、トタン柵及びネット柵並びにこれらに付随する資機材をいう。
- (3) 受益区域 防護柵を設置することで、有害鳥獣の侵入が防止される区域をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、申請年度内に新たに農地に侵入防止施設を設置する者であり、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 農地法第52条の2第1項に規定する長久手市の農地台帳に記録された市内の農地を所有する者又は同農地の使用及び収益を目的とした権利を有する者であること。
- (2) 同一の設置箇所において、この要綱による補助金の交付を受けていない者であること。
- (3) 長久手市暴力団排除条例（平成24年長久手市条例第27号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同

条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、有害鳥獣の侵入を防止するための防護柵を設置する事業とし、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 防護柵の設置箇所及び受益区域が市内にあり、かつ、次のいずれかに該当する農地であること。

ア 補助対象者が所有する農地

イ 補助対象者が農地法第3条の許可を受けた農地

ウ 補助対象者が長久手市農用地利用集積計画により利用権の設定を受けた農地

(2) 設置する防護柵は、耐用年数が5年以上であり、かつ、有害鳥獣の侵入を防ぐと認められる構造であること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、防護柵の購入金額に2分の1を乗じて得た額とし、上限を50,000円とする。

2 前項の場合において、その算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）

は、長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 防護柵設置予定地の位置図及び概略図

(2) 購入する防護柵の見積書の写し

(3) 防護柵設置予定地の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに現地調査を行い、適当であると認めたときは長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めた

ときは長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第8条 前条の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付申請取下書（様式第4号）により、当該交付申請を取り下げることができる。

（補助事業内容の変更等）

第9条 補助事業者は、第7条の規定による補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金変更交付申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金変更交付承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告等）

第10条 補助事業者は、補助事業完了日後、速やかに長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金事業実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した防護柵の領収書の写し
- (2) 防護柵購入金額の内訳がわかる納品書、明細書等の写し（前号の領収書に明細が記載されている場合は不要）
- (3) 購入した防護柵の設置前の写真
- (4) 防護柵の設置後の設置場所の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の補助事業完了日とは、防護柵の設置及び経費の支払いの完了日をいう。

（補助金交付額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査するとともに現地調査を行い、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知があったときは、速やかに長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付請求書（様式第9号）により、市長に請求をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、受理した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。

(4) その他市長が不適切であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、長久手市有害鳥獣侵入防止対策補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（財産処分の制限）

第14条 補助事業者は、第12条第2項の規定により交付を受けた補助金に係る防護柵を市長の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第4条第2号に規定する耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。